

第1章 発達障害の理解と支援

発達障害者支援法ができるまで

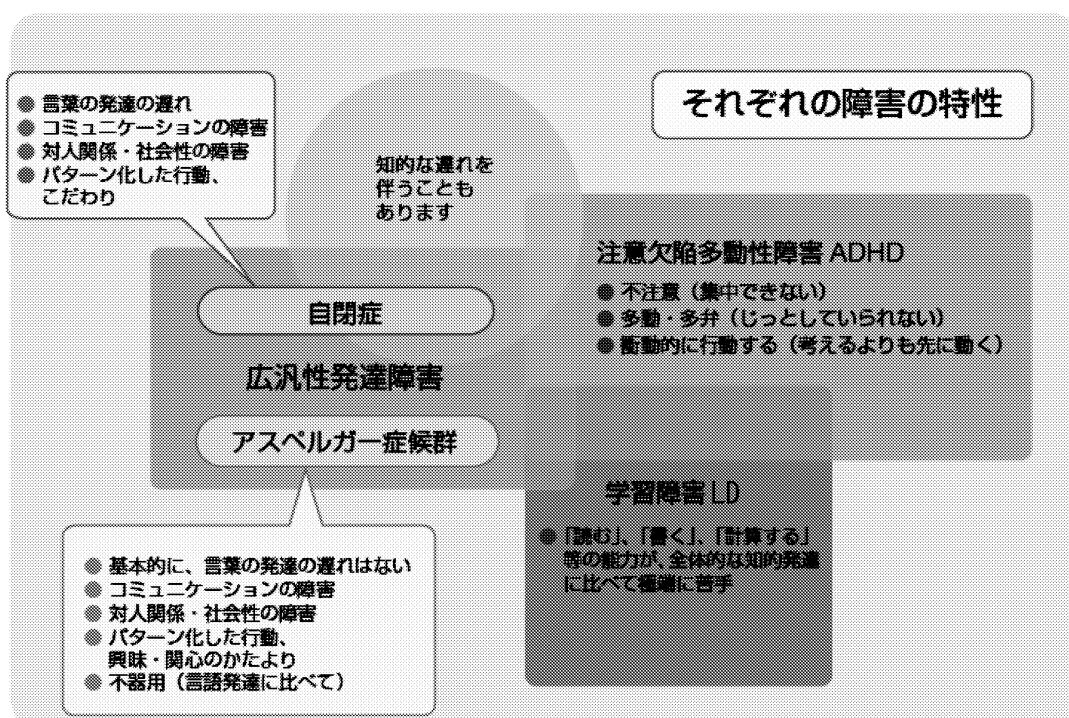
「発達障害」は、身近にあるけれども、社会の中で十分に知られていない障害でした。

また、「発達障害」のある人は、特性に応じた支援を受けることができれば十分に力を発揮できる可能性があります。従来はその支援体制が十分ではありませんでした。

このような背景を踏まえ、発達障害について社会全体で理解して支援を行っていくために、平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行となりました。

(1) 発達障害を理解する

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。



様々な発達障害のタイプ

《自閉症の人の例》

Aちゃん

急に予定が変わったり、初めての場所に行くと不安になり動けなくなることがよくあります。そんな時、周りの人が促すと余計に不安が高くなって突然大声を出してしまうことがあります。周りの人には、「どうしてそんなに不安になるのか分からないので、何をしてあげたらよいか分からない」と言われてしまいます。

でも、よく慣れた場所では誰よりも一生懸命、活動に取り組むことができます。(ここにあげたのは自閉症の人の特性の一例であり、他にも様々なタイプの特性があります。また、上記の特性だけをもって自閉症と断定されるものではありません。)

《アスペルガー症候群の人の例》

Bくん

他の人と話している時に自分のことばかり話してしまって、相手の人にはっきりと「もう終わりにしてください」と言われないと、止まらないことがよくあります。周りの人には、「相手の気持ちがわからない、自分勝手にわがままな子」と言われてしまいます。

でも、大好きな電車のことになると、博士と言われるぐらい専門家顔負けの知識を持っていて、お友達に感心されます。

(ここにあげたのはアスペルガー症候群の人の特性の一例で、他にも様々なタイプの特性があります。また、上記の特性だけをもってアスペルガー症候群と断定されるものではありません。)

* 広汎性発達障害は、自閉症、アスペルガー障害のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含む総称で、下記の3つの特徴が認められます。

① 相互的な対人関係技能の障害

他人との関係を作ることが苦手です。相手との距離を認識できず、親しい人でも目を合わせなかったり、初対面の人になれなれしい態度をとってしまったりして、相手の人に驚かれることがあります。

② コミュニケーション能力の障害

他人に意志を伝えること・理解することが苦手です。やりとりが一方通行になったり、たとえ話(比喩)を理解できず、そのまま受け取ってしまったりして、困ってしまうことがあります。

③ 反復的で常同的な行動、興味、活動のパターン

変化に対応することが苦手です。同じ行動パターンや興味にこだわったり、場

所、時間や道順を変更できないことや、ルール違反を極端に嫌ったりすることがあります。変化に対応できない時は混乱してしまったり、パニックを起こしてしまうこともあります。

《学習障害（LD）の人の例》

Cさん

会議で大事なことを忘れまいとメモをとるのだけれど、本当は書くことが苦手なので、書くことに集中しようと気を取られて、かえって会議の内容が分からなくなることもあります。

後で会議の内容を周りの人に聞くので、頑張っているのに周りの人には、「もっと要領良く、メモを取ればいいのに」と言われてしまいます。

でも、苦手なことを少しでも楽にできるように、ボイスレコーダーを使いこなしたり、他の方法を取り入れる工夫をすることができます。

（ここにあげたのは学習障害の人の特性の一例で、他にも様々なタイプの特性があります。また、上記の特性だけをもって学習障害と断定されるものではありません。）

* 学習障害（LD）は、全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいいます。その主な例が下記の3つです。

- ① 読字障害・特異的読字障害（音と文字の繋がりを理解することや文字の視覚認知に障害があり、読むのが極端に苦手です。）
- ② 書字表出障害・特異的綴字（書字）能力障害（読字障害と重なっていることが多いのですが、視覚認知に障害があり、書くことが極端に苦手です。）
- ③ 算数障害・特異的算数障害（数字の認識や算数の基本となる概念を理解すること等が困難であるため、計算を行ったりすること等が極端に苦手です。）

《注意欠陥多動性障害（ADHD）の人の例》

Dさん

大切な仕事の予定をよく忘れてたり、大切な書類を置き忘れてたりしてしまいます。周りの人にはあきれられ、「何回言っても忘れてしまう人」と言われてしまいます。

でも、気配り名人で、困っている人がいれば誰よりも早く気づいて手助けすることができます。

(ここにあげたのは注意欠陥多動性障害の人の特性の一例で、他にも様々なタイプの特性があります。また、上記の特性だけをもって注意欠陥多動性障害と断定されるものではありません。)

*注意欠陥多動性障害は、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする障害です。この3つの症状は通常7歳以前に現れます。

- ① 多動性 (おしゃべりが止まらなかつたり、待つことが苦手でうろうろしてしまったりすることがあります。)
- ② 注意力散漫 (うっかりして同じ間違いを繰り返してしまうことがあります。)
- ③ 衝動性 (約束や決まり事を守れないことや、せっかちでいらいらしてしまうことがよくあります)

一般的に多動や不注意といった様子が目立つのは学齢期ですが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともいわれています。

《その他の発達障害》

上の3つのタイプの他にも、トゥレット症候群のようにまばたき・顔しかめ・首振りのような運動性チック症状や、咳払い・鼻すすり・叫び声のような音声チックを主症状とするタイプのもも、発達障害の定義には含まれています。

様々なタイプを踏まえて

これらのタイプのうちどれにあたるのか、実際には障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障害ごとの特徴が、それぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

大事なことは、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向けることです。そして、その人その人に合った支援があれば、だれもが自分らしく、生きていけるのです。

みなさんにわかってほしいこと

発達障害について、よくみられる誤解をまとめてみました。

①診断名に対する誤解

「軽度発達障害は、軽い障害である」

「知的障害を伴う自閉症は、発達障害には含まれない」

「広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害だけが発達障害だ」

・以前は、知的な遅れを伴わない高機能自閉症、アスペルガー症候群、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などを「知的障害が軽度である」という意味で「軽度発達障害」と称することがありました。しかし、知的な遅れがない人の中にも、その他の部分で重篤な困難さをもっているケースがあります。ですから、「障害そのものが軽度」と誤解される可能性を危惧して、最近では「軽度発達障害」という言葉は、あまり使われなくなってきました。(平成19年3月に文部科学省から「軽度発達障害」という表現を、原則として使用しない旨の通達が出されました)

・発達障害は、知的な遅れを伴う場合から知的な遅れのない人まで広い範囲を含んでいます。知的障害を伴っていても、自閉症としての理解に基づいた支援が必要である場合も多いことに留意すべきです。また、発達障害者支援法は、「その他の障害」について詳しく障害名をあげていませんが、「トゥレット症候群」といった障害も対象に含まれています。

②障害の予後についての誤解

「発達障害は能力が欠如しているから、ずっと発達しない」

「発達障害は一つの個性なので、配慮しないままでもそのうち何とかなる」

・発達障害は「先天的なハンディキャップなので、ずっと発達しない」のではなく、発達のかたに生まれつき凸凹がある障害です。人間は、時代背景、その国の文化、社会状況、家庭環境、教育など、多様な外的要因に影響を受けながら、一生かけて発達していく生物であり、発達障害の人も同様であると考えていいでしょう。つまり、成長とともに改善されていく課題もあり、必ずしも不変的なハンディキャップとは言い切れないのです。もちろん個人差はありますが、「障害だから治らない」という先入観は、成長の可能性を狭めてしまい

ます。周囲が彼らの凸凹のある発達のしかたを理解しサポートすることにより、「ハンディキャップになるのを防ぐ可能性がある」という視点をもつことは重要です。

・一方で、発達障害は一つの個性だから配慮は必要がないと考えるのも行き過ぎです。現在では、成人になった発達障害者が、小さい頃から配慮が受けられず困難な環境の中で苦勞して成長してきたことを教えてくれる本なども出版されてきています。

③支援方法についての誤解

「自主性尊重が大事で、大人があれこれ手を出すのは良くない」
「有名な訓練方法を取り入れれば、それだけで治る」

・発達障害の人の中には、本人任せにされるよりも、実は「きちんと教えて貰うこと」「きちんと止めて貰うこと」が必要な場合が多くあります。もちろん、一律的なやり方ではダメで、その人に合ったやり方を工夫しなければなりません。その反対に、良かれと思って一方的に有名な訓練方法を取り入れても、本人が何に困っているのかきちんと把握しないままでは、本人にとっては迷惑な話かもしれません。

・支援者の中には「自分が培ってきたノウハウが、そのまま新しく支援対象として位置づけられた発達障害者の支援にも良いはずだ」という思いこみをもってしてしまうことがあります。しかし、ノウハウのどの部分が目の前にいる発達障害者に適切で、どの部分が不適當なのかあらためて点検する必要があります。

④まちの中で見られる行動への誤解

「キーキー声を出すこどもやパニックは迷惑だから、外出させない方がよい」
「発達障害の子がパニックを起こしたら、大勢で協力して止めに行くのがよい」

・発達障害の子も、家の中に閉じこもっているだけでなく、町の中で様々な行動のしかたやルールを学んでいきます。しかし、発達障害のこどもが騒いだり、パニックを起こしたりしているときに「何で親は厳しく叱からないんだ」と周囲をイライラさせてしまう場合があるかもしれません。しかし、発達障害

の子の中には、少しの時間待ってあげる方が、無理に叱るよりもずっと早く混乱から抜け出すことができることもあります。

・道路で寝ころんでしまったときなどは、移動させるのを手伝って貰うと家族は助かりますが、沢山の人が一斉に近づくことは逆に興奮させてしまうこともあります。上手に発達障害の子の混乱に対応できなくても、「あれは発達障害の子のパニックだ。そのうち落ち着くだろう」と知識を持っていてくれるだけで、本人も家族もずいぶん楽になるのです。

(2) 発達障害者への支援について

発達障害に関する専門相談は、「石川県発達障害支援センター」および「ペース」において行われています。県内各地には、幼児期から大人までの間、児童相談所をはじめ、教育センターや特別支援学校の相談室などの教育機関、障害者就業・生活支援センターなどの就労支援機関、その他、療育機関などの相談機関がありますが、まだまだ十分に整備されていないことから、必要と思われる相談をタイムリーに受けられないこともあり、今後の整備拡充が重要な課題となっています。

今後は、各地域に於ける相談窓口の拠点として、保健福祉センターや児童相談所における相談機能の充実強化を図るとともに、福祉圏域や各市町など身近なところで相談が受けられるようにしていくことが求められています。

また、診断や治療・療育を行っている医療機関はあるものの、年齢等に条件があったりして、各年代を通して受診や療育を受けていくことが可能な医療機関は限られています。研修等により、発達障害の診断や治療・療育などに対応ができる医師や医療機関の拡充が必要です。また、発達障害の特性を理解して診察を行う歯科医や眼科医などを把握し、必要としている保護者等に情報提供ができるような仕組みを構築していくことが求められます。

障害者自立支援法における障害者の定義及び個々のサービスの適用については、身体障害者を除けば、手帳所持はサービス提供の要件とされておらず、発達障害者に関しても、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の有無によるものではなく、法が定義している知的障害者・精神障害者（その他の精神疾患）として、サービスの対象となりうるものです。

障害者自立支援法における発達障害者の位置付けについては、障害者自立支援法施行後3年の見直しについてとりまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においても、「発達障害及び高次脳機能障害については、概念的には精神障害又は知的障害に含まれており、障害者自立支援法の対象となりうるが、障害者自立支援法上のサービスをより受けやすくするために、障害者自立支援法上の障害者に含まれることを何らかの形で明確化する必要がある。その際、特に発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害者の定義規定も置かれていることを踏まえ検討すべきである。」とされているところです。

(発達障害情報センター 「発達障害を理解する」参照)

ライフステージに対応した支援

